全建労発第 60 号 平成30年1月18日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会 会 長 近 藤 晴 貞 (公印省略)

有害物ばく露作業報告対象物(平成30年対象・平成31年報告)について

時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、有害物ばく露作業報告の対象となる物については、「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」(平成18年厚生労働省告示第25号)により定められていますが、この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、別添のとおり、告示の一部が改正され、平成30年1月1日から12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告(報告期間は平成31年1月1日から3月31日まで)の対象となる物が新たに定められた旨、通知がありました。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において、適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう、貴協会会員企業の 皆様に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、有害物ばく露作業報告に関するパンフレットの電子媒体は、下記のアドレス に掲載される予定ですので、ご活用ください。

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/

以上

担当: 労働部 又木

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長 (公 印 省 略)

有害物ばく露作業報告対象物(平成30年対象・平成31年報告)について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。)第 95 条の6の規定に基づく報告(以下「有害物ばく露作業報告」という。)は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、その結果、ばく露による健康障害が発生するおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、今後、有害物対策を効果的に進めていく上で必要な報告として平成 18 年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等(平成18年厚生労働省告示第25号。以下「告示」という。)により定められていますが、本日、告示の一部が改正され、下記のとおり平成30年1月1日から12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告(報告期間は平成31年1月1日から3月31日まで)の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の会員又は傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いいたします。

記

1 制度の概要

安衛則第95条の6の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにばく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第21号の7の有害物ばく露作業報告書(以下「報告書」という。)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正において新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物(以下「対象物」という。)及び対象物を含有する製剤その他の物(含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。)であること。

コード	物	含有量 (重量%)
2 4 0	テトラヒドロフラン・	0.1%未満
241	2, 4,6-トリクロロフェノール	0.1%未満
2 4 2	フルフリルアルコール	1%未満

3 報告の期間等

事業者は、平成30年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が500キログラム以上になったときは、平成31年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。

各団体の労働安全衛生御担当者様

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

「有害物ばく露作業報告対象物(平成30年対象・平成31年報告)」に係る 通達の送付について

お世話になっております。

さて、平成29年12月27日付けで有害物ばく露作業報告の対象となる物質が告示され、これに関する通達を 発出しましたので、関係会員又は関係事業場等への周知をよろしくお願いいたします。

なお、パンフレットの電子媒体については下記のアドレスに掲載する予定としておりますので、あわせてご承知おきください。

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/

厚生労働省トップ > 政策について > 分野別の政策一覧> 雇用・労働> 労働基準

> 安全・衛生 > 職場における化学物質対策について>化学物質対策について

>有害物ばく露作業報告について(報告対象の物質を取り扱う事業者の方へ)

<送付内訳>

●平成 29 年 12 月 27 日付け基安発 1227 第2号 有害物ばく露作業報告対象物(平成 30 年対象・平成 31 年報告)について

<当該通達の厚生労働省 HP への掲載>

都道府県労働局長あて通達(平成 29 年 12 月 27 日付け基発 1227 第1号及び平成 29 年 12 月 27 日付け基安発 1227 第3号)を厚生労働省 HP に掲載しておりますので、ご活用ください。

http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/new.html

厚生労働省トップ > 所管の法令等 > 所管の法令、告示・通達等

> 厚生労働省法令等データベースサービス > 登載準備中の通知 / > 労働基準局 ご不明の点がございましたら、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

《連絡先》

厚生労働省労働基準局安全衛生部 化学物質対策課化学物質評価室 有村 TEL 03-5253-1111(内線5512) FAX 03-3502-1598(安全衛生部FAX)